

第1回鳥取県総合教育会議 議事録

1 日時

平成27年6月29日（月） 午後3時40分～午後5時30分

2 場所

鳥取県立図書館 2階大研修室

3 出席者

知事 平井伸治
教育委員長 中島諒人
教育委員 松本美恵子
教育委員 坂本トヨ子
教育委員 若原道昭
教育委員 佐伯啓子
教育長 山本仁志
有識者委員 浅雄淳子
有識者委員 石原太一
有識者委員 竺原晶子
有識者委員 椿 知夫
有識者委員 山内 晃
有識者委員 横井司朗

4 会議運営について

(事務局)

- ・総合教育会議の運営を定める運営要綱についてご承認いただきたい。

(出席者)

- ・異議なし

5 有識者委員の任命について

(事務局)

- ・運営要綱第2条第3項に有識者委員を知事が任命するとある。教育委員会とあらかじめ協議を行って、7名の方に有識者委員をお願いしたいと思う。浅雄淳子様、石原太一様、竺原晶子様、椿知夫様、福島史子様、山内晃様、横井司朗様の7名。本日は福島史子様欠席だが、初めてなので、有識者委員の皆様から一言ずつ頂戴したい。

(浅雄委員)

- ・鳥取県PTA協議会事務局長をしている。小学校中学校の義務教育のPTAの会である。よろしくをお願いしたい。

(石原委員)

- ・NPO法人倉吉鴨水館館長をしている。倉吉東高校の敷地内で旧専攻科を引き継ぎ、NPOとして浪人生の指導をしている。よろしくをお願いしたい。

(竺原委員)

- ・鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員という立場で参加している。
- ・社会教育課からの委託事業で講師派遣事業やネットパトロールなどを行っていることも未来ネットワークのメディアプロジェクト担当事務局もしている。よろしくをお願いしたい。

(椿委員)

- ・鳥取県体育協会常務理事で青少年担当をさせていただいている。
- ・あわせて、鳥取県スポーツ少年団副本部長もつとめている。よろしくお願ひしたい。

(山内委員)

- ・米子北斗中学校・高等学校長及び鳥取県私立中学高等学校長会会長をしている。よろしくお願ひしたい。

(横井委員)

- ・学校法人鶏鳴学園理事長をしている。
- ・全国専修学校各種学校総連合会理事も務めているので、そちらの方面からも参考意見を差し上げたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

6 あいさつ

(事務局)

- ・まず始めに、平井知事より挨拶をお願ひしたい。

(知事)

- ・本日ここに鳥取県として、総合教育会議が発足することになった。ただいま挨拶をされた浅雄委員、石原委員、竺原委員、椿委員、山内委員、横井委員には、また福島委員も含めて、ぜひとも鳥取県の教育に対して道しるべをつくっていただくとともに、我々を指導してもらいたいと思う。
- ・この会議であるが、中島教育委員長をはじめ、教育委員会の皆様との協働の組織になる。少しだけいきさつを話すと、地教行法というものがあってこのたびこの法律が改正となった。そして民意を一定程度注入していくべきだということで、首長の権限が定められた。その関係で教育委員会と執行部との調整・協議の場として、この総合教育会議が設けられることになった。
- ・この総合教育会議には使命がある。それは大綱と言われる本県教育の基本的な方向性を定めることである。もちろん本来的な教育行政の任務は教育委員会が引き続き担っているが、私ども執行部はそれを財政的あるいは条例の提出等々、総合的な調整によって補佐をする立場である。従来よりももっと学校の問題に入っていく、その仕掛けとしてこれがつくられたわけである。
- ・実は鳥取県は、国の法律改正の先手を打って同じことをやっており、結果的にはまったく同じ仕組みがこのたび国の法律が定められた。本県のやり方が踏襲された格好となっている。従来から議論していた成果を引き継ぎながらこれからの会議に生かしていきたいと考え、新規の委員の皆様にも加入をいただいた。
- ・私たちの今日の使命は、大綱をつくること。本県の場合、従来からやってきたこととの関係もあり、2つの大綱をつくることにしている。一つは「教育振興基本大綱」というもので、これが中期的な教育の役割、その方向性を定めようというもの。もう一つが、毎年度重点的に取り組む単年度の施策を定めた「教育振興プラン」と言われるものである。この2つが地教行法で言う大綱に相当するものだと考えている。中期的なビジョンの話、それから今年度ぜひやっていたいかなければならない話。その両方について皆様にお諮りをしながら、とりまとめをしていきたいと思う。ぜひ実り多い議論を期待したいと思う。
- ・鳥取県が全国の教育改革を引っ張ってきたその証左が今日の会議である。鳥取こそ子どもたちが未来に向かって巣立っていく素晴らしいふるさとになることを願ってやまない。皆様の力をぜひともいただきたいと思う。
- ・ドロシー・ロー・ノルトは言っている。「子どもは成長の設計図を持っている。子どもはその子自身の人生の役割を果たす」。そういったとっとりっ子の末永い成長。この土俵をつくっていく。それこそが私たち大人の役割であり、教育委員会、執行部、そして住民の皆様が協働で担う役割だと思う。格別の協力をいただくよう、この総合教育会議発足に当たってお願ひし、私からの冒頭のメッセージとする。

(事務局)

- ・続いて、中島教育委員長より挨拶をお願ひしたい。

(中島教育委員長)

- ・今知事からお話があった教育協働会議という形でコミュニケーションを重ねてきたので、今日この場があることに関して、すーっと入ってきた感覚と、しかし制度という面から見ると、実は今日は変化の日だということを感じている。
- ・今までのコミュニケーションの蓄積もあるので、変な方向に行くという危惧は微塵もないが、ただ教育委員の間でも少し話をしてはいたが、もやっとした不安感がないわけではない。つまり教育というのは人間の魂の自由、それぞれが持っている魂の設計図を育てていくということが教育の出発であるから、その現場においてまさに現場の先生方が誰かに指示されてやらされているみたいなイメージを持たれるようでは決していけないと。私たちはそういうイメージをもたれないよう、しっかり議論をしながら忌憚のないやりとりをしつつ、この新しい制度に向かっていかなければならないと思っている。
- ・子どもたちを「未来からの留学生」という言い方をすることがある。私たちは未来からの留学生を預かっており、その人達を、より豊かな形で返してあげられるような、ふるさととしての鳥取県の教育をつくっていきけるよう頑張りたいと思う。

7 意見交換等

(1) 平成26年度教育振興協約の最終評価、主要事業の取組

(事務局)

- ・意見交換に入る前に、平成26年度教育振興協約の関係、主要事業の取組の関係を山本教育長から説明いただきたい。

(教育長)

- ・これまで知事と教育委員長とが毎年教育振興協約を結んできたが、昨年度の最終評価が出たのでご説明する。資料2の一番左に書いてあるのが協約の中身であり、その評価を右に書いている。17項目あるが、ほぼ計画どおり推進してきている。
- ・一つだけ3ページの10番、不登校の取組については、ガイドラインを作成して指導に当たっているが、昨年度の速報値が出た段階で中学校の不登校の数が増えていたところがある。結果、課題が十分解決できておらず、取組としてはやや遅れているという判断をしている。
- ・そのほか、5ページ、6ページのところでそれぞれ指標を設けて取組を検証している。横ばい又はやや上向きのところが大半であるが、不登校対策に若干課題が残っている。
- ・続いて、最近のトピック的な取組を話題提供的にご説明させていただく。一つは「英語教育の取組」。グローバル社会が進展する中で、従来の入試対応の英語からコミュニケーションを重視した英語に力を入れて取り組んできている。国でも平成32年度から小学校に英語が教科として入ってきたり、中学校でもオールイングリッシュでの授業が平成33年度から始まるといった大きな流れもある。こうした流れを鳥取県では先行する形で、英語教育に力を入れて取り組んでいるところである。鳥取西高校はグローバルハイスクールということで国の指定を受けて取り組んでいる。グローバルリーダーを育てていくということで、アクティブラーニングという協調的な学びの手法を取り入れながら英語のコミュニケーション力をつけていく。あるいは、地域課題に対してアプローチをし、海外の学生とも意見交換をして実践力に結びつけていくという大きな取組を始めているところである。このような高等学校での取組のほかに、小学校中学校と連携した英語教育、これは英語でつながるスクラム教育として、境港の学校では小学校と中学校と高校が連携しつつ、子どもたちを縦の線でつなげながら、学びを深めていくという取組を行っているところである。
- ・また、さきほどの小学校の英語化等に関しては、国に先駆けて研修体系を充実させていこうという取組をしているところであるし、中学校で子どもたちを英語漬けにしようということでイングリッシュチャワールームを設置して、英語でしかコミュニケーションできないような環境をつくりだす取組をしているところである。
- ・さらに、県下全域でイングリッシュクラブをつくって、現在140名の中高生が登録しているが、

県下各地をフィールドにして、例えば英語村キャンプのような取組を行っているところである。本年度はボーイスカウトの世界スカウトジャンボリーが山口で開催されるが、そこに参加したイギリスのボーイスカウトの一団が鳥取県に来てくれることになり、イングリッシュクラブの生徒とも英語で交流をすることを考えている。こうしたことを通じて、英語をコミュニケーションツールとしてしっかり身に付けて、これから日本国内にいても世界に羽ばたいても、活躍できる人材を育てていきたいと考えている。

- ・次に、9ページであるが、このたび公職選挙法が改正されて選挙権が18歳以上に引き下げられたことで、来年度の夏の参議院選挙では高校生が選挙をするといった状況が生じることに鑑み、「主権者教育」がトピックとして取り上げられている。これについても力を入れて取り組んでいきたいと考えている。米子西高校で平成25年度模擬投票を行ったが、これを広げていく取組を考えており、鳥取東高校、倉吉東高校、米子東高校等々でモデル的に行いつつ、そのやっているところを他の学校の教員もしっかりと学んで、将来的には全校で模擬投票をやりたいと考えている。今年については他の県立高校でも何らかの形で投票行動にまで結びつけるような取組をしているし、私学の方でも知事部局で模擬投票といった取組について支援をするといった形で主権者教育をしっかりやっていくということにしている。

(2) 特別支援教育の在り方

(知事)

- ・意見交換に入る前に1点だけ、特別支援学校の在り方についてやはり私たちに説明をされるべきだと思う。どういうことをこれからやっていかなくはないのかということだと思う。今、鳥取県教育振興プランの3ページの(4)の①に「障がい児への支援体制の充実」がある。ここに看護師、作業療法士のことはあるが、看護師の配置や課題対応力の強化など、学校現場の強化のことも今年のテーマとして、プランに盛り込むべきではないかと思う。やはり今、県民も特別支援教育の在り方について問題、関心を深めているところであり、確かに教育委員会の中でいろいろ難しい課題があると思うが、そうした体制作りをしっかりやっていくということを教育委員会と執行部、さらに県民の皆様が入る中で共通理解としてプランの中にも書いておくべきではないかと思う。
- ・その議論の前提としてご説明がなかったが、特別支援教育が今どうしてこういうことになっているのか。話せる範囲で結構なので、ご説明をお願いしたい。もし、非公開が適当だというのであれば運営要綱に基づいて私が非公開を宣言しても結構である。

(山本教育長)

- ・それでは、公開の場でお話しできる範囲で話をさせていただきたいと思う。
- ・この5月の末から6月にかけて、新聞に大きく取り上げられたが、5月22日に鳥取養護学校、これは病弱の児童生徒が通う、あるいは肢体不自由の児童生徒が通う特別支援学校であるが、ここでは医療的ケアということでのたんの吸引であるとか栄養剤を補給するといったことが必要な児童生徒も学校に通って、医療的ケアを受けながら授業をしている。その医療的ケアを鳥取養護学校の場合は看護師が専属的にやっている状況であった。日々医療的ケアをする中で、保護者も児童生徒に付き添い、いろいろケアに対して要望を出すということがあり、そういう中で保護者の要望に看護師が耐えきれなくなって、6名全員が辞職するといった事態が発生した。児童生徒やその保護者には非常に大きな迷惑をおかけしたし、今もまだ保護者の方々には医療的ケアに付き添っていただき大きな負担をおかけしている。心よりお詫びを申し上げたい。
- ・何が課題であったかということも教育委員会の中でもいろいろ議論した。保護者のニーズは普段あり得ることであったが、保護者からのいろんな言葉の投げかけや要望に、看護師だけがさらされている状況であった。その要望を学校全体で受け止めてどう対応していくかということがきちんと組織立てて十分に対応できてないという部分があったのではないかと反省をしている。
- ・医療的ケアの中身に関しても保護者の要望をすべて受け入れるかどうか学校なりの判断が必要だと思うが、その判断の仕組みが上手にできていなかった。また、看護師からの使用者側に対す

る要望もいろいろあるが、そこを十分に受け止められる仕組みもできていなかった。そうした原因の大きな一つの中に看護師全員が非常勤のパートの看護師であったということがある。看護師をきちんと取りまとめられる力量をもった職員、いわば看護師を取りまとめる看護師がいないままにやってきていたということも要因だと思っている。

- ・今後、一つは看護師の勤務体制が大きな課題になるが、そうした中で看護師がきちんと働ける体制をどうつくっていくのか。そこに例えば正職員の看護師を配置してやっていくとか、そうしたことも含めて今後検討していかなければならないと思っている。
- ・保護者からの要望に対してきちんと答えていくことは、今校内でそうした仕組みを作っているのので、今後はスムーズにやっていけると思っている。また、重度の児童生徒が増えてきているので、どこまで学校で受け入れて学びを保障するのか。場合によっては学校の教員が自宅や病院に出かけて行って教育をするという選択もあると思うが、その仕切りを誰が最終的にどうやって判断して保護者の納得を得ながら進めて行くのか。その仕組みづくりもきちんと考えていく必要があると思っており、そこについては医療的ケアの審議会ですっかりと議論していただくと考えている。

(知事)

- ・また皆さんからいろいろと意見も出ると思うので、それを聞いた上で大綱のうち教育振興プランの表現を考えたらいいと思うが、話を聞いていてももう少し教えてもらいたい。これは鳥取養護学校だけの話であるのか。それとも本県の特別支援教育全般の課題があって、システムとして学校だけの問題ではなくて見直すべき点があるのかどうなのか。あるいは、特に医療的ケアの必要なところでは医療責任者の役割がどうしても必要ならば、教育委員会と執行部とで話をまとめていくべきではないかと思うが、その辺を今どう検証しているのか。追加的にお聞きしたいと思う。
- ・今回の事態はいろんな個別の事情、難しい問題があったことは私も理解をしている。ただ他方で憲法が保障する教育を受ける権利が事実上阻害されるような状況をつくってはならないという教育機関としての重要な責務が片方ではあると思われる。従って、今回のようなケースは防止できるシステムがあるならば、やはりそれを率直に話し合うべきではないかと思う。

(山本教育長)

- ・鳥取養護学校固有の課題かどうかについては、皆生養護学校も肢体不自由の生徒が通っているという似たような状況があり、また倉吉養護学校も医療的ケアが必要な児童生徒がいる。レベルはそれぞれの学校で違うのかもしれないが根本的な部分では同じ課題を抱えており、やはり非常勤の看護師のみで運営をしているところがある。
- ・皆生養護学校の場合は総合療育センターとの連携が非常に密接だということで、医師との関係を含めて非常にうまく回っている。このたびの鳥取養護学校のシステムをどうしていくかについても皆生養護学校を随分参考にしている部分があったが、皆生養護学校あるいは倉吉養護学校についても本当にどうなのかということを検証して俎上に載せていく必要があると認識している。

(中島教育委員長)

- ・今回のケースで私たちが一番学ばなければいけないことは、障がいのあるお子さんにも学習権を保障していこうとする中で、努力を積み重ね、肢体不自由のお子さんたちも学校に来て学んできてきた。しかしそれが現場的においていろいろな小さい不具合とか、ディスコミュニケーションみたいなものが重なり、トータルな人的資源が不足し、経年的に積み重なってきたことに対して我々が感知できていなかった。そしえそれが、「俎上に載る」という形になっていなかったということが一番の問題で、もう少し教育委員会と学校現場とのコミュニケーションを密にしていけないといけない。
- ・本質的な解決としては、先ほど知事が話したように専門の常勤の看護師のまとめ役みたいな方に入っただきながら、人的にも少し手厚くし、かつ教育と医療との接点をよりコミュニケーションを濃くしていく形でやっていくということだと思う。

(3) 大綱の策定について

(事務局)

- ・さきほど知事からも説明があったが、資料3と資料4の2つを合わせて本県の「教育に関する大綱」としている。「鳥取県教育振興基本計画」を基本に、資料3では本県教育の中期的な取組方針を、また資料4では単年度ごとの重点的な取組施策を定め、2つで構成する。中身は事前配布をして見てもらっているので詳しくは説明しないが、資料3の1ページで基本方針を5つと、計画期間を平成27年度から平成30年度の4年間と定めている。また資料4では、毎年度の具体的な取組を定めているので、またご覧いただきたいと思う。

(中島教育委員長)

- ・基本的には従来あった教育振興基本計画をもとにできているので、少し足されているところもあるが異論ない。ただ、もうすこし大綱がシンプルな方がわかりやすいという感じを持った。

(松本委員)

- ・基本方針が5つということになっており、これについては全く異論はないし、これまでも教育協働会議、また教育委員会の中でも議論してでき上がったものである。私としても委員会としても多分異論のないところである。ただ、資料3で5つの柱がゴシック体の大きな文字で書かれ、その下にその趣旨が書かれており大変よくわかるが、その下の取組の方向性ということで今後4年間、この基本方針のもとでこういうことをすると書かれている。これはこれで読んでよくわかるが、資料4の今年度の具体的なプランと並べて読むと混乱してしまい、わかりにくいというのが私の感想である。これはあくまでも私の希望であるが、大綱は見出しと趣旨説明でよく、これを具現化する今年度の取組が振興プランでよいと思う。県民にも当然開示されるし、県民が読んだときに「これとこれどう関係するの」と比較しながら見なくてはいけないし、でもきちんと一致していないので、混乱してしまうのではないかという気がする。
- ・先ほど知事からも指摘があった特別支援学校の在り方などについては、教育環境ということになると思うが、最終的には保護者ないし児童生徒のためには、そこで働く看護師や作業療法士など、あらゆる教育関係職員の働きやすさも確保することが大事であるので、そういう面も少し検討する必要があると思う。

(事務局)

- ・今のお話は、資料3の取組の方向性の番号が振ってある部分と、資料4の番号が振ってある部分が重複したり、若干変わっているところがあってわかりにくいということか。

(松本委員)

- ・その通り。わかりにくい部分があるのできちんと対比させるか、資料3では取組の方向性は載せないほうがわかりやすいと思う。

(坂本委員)

- ・松本委員と同じ意見で、少しわかりにくい部分があると思った。資料3は以前よりものすごく末端にまで気を配り、県民目線に近づいた大綱となり喜んでいる。
- ・付け加えてほしい事項がある。マイナンバーが10月には皆さんに渡って、1月から施行されるが、以前なら駐在所などが各家や職場を回ったりして皆さんのことをつかんでいたが、これからマイナンバーで人間同士のつながりがますます希薄になるような気がする。このため、資料4の2ページの⑦の「公民館の職員等社会教育関係者の資質の向上を図る」という部分に、民生児童委員とか駐在とか公安委員会との連携によって地域を守るという姿勢が出たらいいと思った。

(若原委員)

- ・資料3と資料4を合わせたものが鳥取県の教育に関する大綱だという説明だった。資料3の1ページの最初に策定の趣旨という項目があり、最後の4行というか最後の段落に、『「教育に関する大綱」は「鳥取県教育振興基本計画」を基本とし、教育振興協約を発展させて、「教育振興大綱」と「教育振興プラン」により構成するものである』等々とある。このことは、先ほど知事の挨拶にもあったし、前回の教育協働会議でも知事がこういう方向で大綱を定めたいという説明をされた。大綱の中身については特に異論はないが、この策定の趣旨の考え方について少しどうかと思

う点がある。それは、資料3と資料4を合わせて「教育に関する大綱」となっているが、この「教育に関する大綱」は細かなところまで定められているのではないかと思う。特に資料4のプランについては、単年度の取組施策であり、大綱に該当しにくいのではないかと思う。

- ・また、教育委員の立場で言うと、一方で「鳥取県教育振興基本計画」とそのアクションプランがある。他方でこの「教育に関する大綱」があつて、教育委員会はその両方の執行機関になる。同じようなものが2本あつて、非常に紛らわしい、混乱しやすいように感じるので、何とかこれを一本化できないものかと思う。資料に文部科学省のパンフレットがあるが、その最後のページにQ&Aの問6で、3行目に『また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置付けることができるものであり』とあるから、教育振興基本計画の一部をとりだして大綱に該当すると位置付けることができると思う。さらに、その後には、『首長が総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません』とあるので、何とか一本化できないのか。あえて2本立てにされた考えを聞かせてほしい。

(佐伯委員)

- ・大綱の大きな柱については、幼稚園、保育園から高校、社会人になるまで、県民の学びを目指す姿がはっきり表れているので、まったく異論はない。例えば、資料3の3ページの大きな四角の枠の中には、「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」としてどういうことを目指していくのかということが非常にわかりやすく書いてあるので、「こういうことを目指していくんだ」ということが受け止めやすいと思った。私は現場にいたので、現場にいるものとしては、大きな中長期的な方針とともに単年度の具体的な取組内容があれば、それを目指して日々の教育実践が進んでいくということを感じることができると思う。プランは非常に入りやすく読ませてもらった。
- ・また、特に今回不登校の出現率が大きくなったということや、鳥取養護学校の問題を考えてみると、やはり安全安心に学べる教育環境づくりということがすごく大事だということを改めて感じている。不登校や特別な支援を必要とする子どもたちが安心して学べる環境づくりということについては、前回の時に横井委員からソーシャルスキルトレーニング等のことも出ていたが、そういうことも含めて指導員の対応力向上を目指したいし、子どもたちが大人になってからも生きていく力としてのスキルのな、人間関係を築いていける力というものを段階的に身に付けていくことがすごく大切だと改めて感じている。加えて、コミュニケーション力を含めた人と人とのつながりをつくる力を大切にしたいし、安心して学べるという人間関係を含めた環境を、注視して見ていきたいということを感じている。

(山本教育長)

- ・さきほど知事から話があつたが、特別支援教育でスピード感を欠いた対応だったと反省しているところであり、障がい児への支援体制の充実のところ、今回の鳥取養護学校を踏まえた対応についての記載を、何らかの形で盛り込ませてほしい。また、調整させていただきたい。

(事務局)

- ・全国的には教育振興基本計画を大綱に位置付けるというところもある。今3県が大綱をつくっているが、そのうち2県が教育振興計画を大綱と位置付けており、1県が新たに作っている状況である。また、本県の市町村では6市町村が策定済みであり、新たに作っているところが3つ、教育振興基本計画を大綱と位置付けているところが3つで、やはり取り組みについていろいろな議論の中で分かれているように思う。私たちには今までの積み重ねがあり、その積み重ねをやはり大切にしていくということで、2つを合わせて大綱としている。

(知事)

- ・この場で決着をしていかないといけない点があるので、この場で話をさせてもらいたいと思う。我々は何のために今こうやって集まっているか。それは、教育をよくしなくてはいけないということである。その意味で、教育委員会と知事部局、それから住民の皆様が意見を交えて共通理解をする。それが大綱であり、そして法律上は民間委員がいなくてもいいが、我々のところではすでに教育協働会議をつくって教育振興協約というものを毎年作ってきた。その実務については皆

さんに評価をいただいたと思うし、それで教育のPDCAサイクルを回すのもうまくいっていたと思う。

- これまでの教育振興協約の価値は認め合っていたと思う。それをどういうふうに表示するかということだと思う。必要なら、資料3と資料4を合体してもいいと思う。そして合体した上で、さきほど佐伯委員の発言にもあったが、教育現場の方に伝えようとするとはやはり毎年の重点的な取組施策がないとわかりにくいので、定める意味があると思う。
- 従って、資料3と資料4を合体して大綱という名前を付けてもいいし、そのうち本年度はこれを重点的にやるべき分野として書いてもいいと思う。体裁のことだけであれば、そのようにまとめさせていただきたいと思う。あるいは別々に作るということであれば、資料3のそれぞれの項目と、資料4とではここここが連動しているということがわかるようにする手もあるかと思う。
- 2つあるとかえってわかりにくくて、使いにくいということであれば、まとめてしまってもいいと思う。ただ、一つ哲学的なことを言えば、今、教育委員から出ている意見が、毎年のことを議論すべきでないということであれば、私はそれに反論しなければいけないと思う。
- 今年はこういうふうにやろうということをや前の年度に話し合っ、それを重点化して共通理解を得ていくことが、鳥取型の今までの教育協働会議でやってきた教育改革の良さだったと思う。その要素が、今の文部科学省の新しい制度で見えにくくなっていると思う。だからそれを我々として補う意味で、今回二つという形で、教育改革の中で因数分解をして書かせてもらった。やはりそこは哲学の問題として、より具体的に教育改革の実を上げていくため、住民や保護者の意見を入れていこうということにしている。向こう4年間とか5年間のことだけを漠然と言って置いて、それ以外は聞かないという教育委員会の姿勢であれば、私は反論しなければいけないと思っている。多分そうではないと思う。ただ体裁のことだと思うので、そうであればこの二つを一つにまとめて、体裁をつけるというのも一つのやり方だと思う。

(松本委員)

- 私たちは、資料4の教育振興プランは去年までに知事と協議しながら作った教育振興協約が反映されたものとして誇りにすべきものであって、決してこれをなしにするとか、これを4年間にしましようということは全然思っていない。毎年、来年度の取組をどうしていくのかこの会議において話し合うべきものだと思認識した上で、みんな（体裁に関して）同じ意見を言っていると思うので、そこは誤解のないようにお願いしたい。
- もう一度言うと、資料3の教育基本大綱の取組の方向性と、資料4のプランがダブっていたり、書き方が少し違っていたり、順番がバラバラであったりしてわかりにくいので、そこをわかりやすくするには、資料3の取組の方向性が不要ではないかということである。

(知事)

- そういうことであれば、教育委員長と教育長と私に一任してもらい、わかりやすい体裁にさせてもらいたいと思う。合体するかわかりやすく選別するかは、任せてもらうことでよいか。

(中島教育委員長)

- 一点確認だが、現在の協約は大綱の策定により大綱に乗り替わるというイメージでよいか。

(知事)

- その通り。この間結んだばかりの協約はどこかに引き継がなければならない。そこが難しかったところであり、体裁はまた後刻、早急に話し合っ、皆様に報告し、ファイナライズさせてもらいたいと思う。

(若原委員)

- このたびの法改正を鳥取県が先取りする形で取り組んできたことによって、ある意味このような非効率なことが出てきたのではないかと思う。

(事務局)

- ではまた調整をさせてもらう。次に、有識者委員から意見をお願いしたい。

(浅雄委員)

- 大綱については十分これでよいと思う。平成27年度の鳥取県の子どものための教育

に関する協約をPTAの役員にも見てもらったところ、「県はこういうふうに教育をするんだな」「こういった方向に進んでいくんだな」ということがよくわかったと言っていた。また大綱案では、PTA、保護者、地域がやらなければならないところが非常によくわかって、有り難いと感じた。

- さきほど鳥取養護学校の話が出たが、保護者もどんどんと変わってきているので、安心な環境は教員にも言えることだろうと思う。例えば、病院であればパワハラ、ストーカー、外部のモンスターなどには、既に組織的な対応がとられているので、学校現場もそういうことに取り組んでいかなければいけないと思った。また、前回教育委員長は10年後、20年後には今の職業が半分くらい無くなると言っていたので、これから生きていく子どもたちは問題を解決していく能力の養成が必要になると思うが、これらのことも十分盛り込まれているし、大人達は社会の中で、自分たちが勉強していったということに対応できる大人にならないといけないとか、相談相手にならないといけないとか、プランの中身を見てよくわかった。
- 私は特別支援学校の鳥取養護学校の元看護師で、5年前までそこに勤め、鳥取養護学校の学校評議員を5年間している。ケアの個別対応の内容が拡大解釈され要求が多くなっている現状がある。校医の医療指示のもとに看護師がケアを行うという体制の中で、養護教諭を通しての校医への相談体制も薄くなり、医師のバックアップのない状態で看護師が孤立しているという課題があるので、先日の学校評議員会で話をした。これらの課題はこれから改善していくことが必要であると考えている。
- 最後に、資料3の8ページ「特別支援学校の専門性を強化する」とあるが、毎年半数くらいの教員、講師が代わり、残りの半分で学校の組織を維持、継続していかなければならない体制が毎年発生している。これについては、特別性をいかに維持していくべきかということとセンター的役割を果たす使命があることを考えると、この点についてはまた考えていただきたいと思う。

(石原委員)

- これから2020年に大学入試が変わっていくという話もあり、その中で知識や技能の習得だけでなく、その先の思考力、判断力、表現力、あるいはそれを活用して協働で学ぶ態勢を身に付けていこうというのが中教審からも出ており、よく見てみると知識技能の習得が前提だということになっている。今まで詰め込みかゆとりかという知識の量を重視していたと思うが、これからは量の話ではなくて、きちんと知識、技能を入れていかななくてはいけないということだと思う。小学校、中学校、高校でもアクティブラーニングという授業が増えていく一方で、知識、技能の習得という部分をどうやって時間数なり、家庭学習なりで担保していくのかが大事になってくるのではないと思う。ICTを使っていくということもあると思うが、そこを具体的にしていかななくてはいけないと思った。
- また、大学入試が2020年から変わることで、コンピューターを使った試験になる。今の子どもたちはスマホをよく使っているが、コンピューターのタイピングは早くない。コンピューターを使いこなせるような指導が、どこかで必要になると思う。それに関連して、スマホでは動画ばかり見ている、文字を読むサイトは嫌われている。結局、情報収集能力がなかなか向上していかず、長文の中で必要な情報をとっていくということができない。知識、技能中心の入試の中でも求めている知識が何かということが読解できなくて、出てこないでわからないというのが、間違い方の実感として感じている。
- 科目ごとの入試がなくなっていくという話もある。合科目教科型というのがあるが、どうやって高校教育を改革していくのかと思う。まだ私は想像がつかない。中1の子がこれからどうやって能力を身に付けていくのか、その対応についても具体的に書いていただきたいと思う。
- 次に英語で4技能の話があったが、より深い教養が必要になってくるので、より深く掘り下げていかななくてはいけないと思っている。

(竺原委員)

- 10年くらい前にICT支援ということで、学校に勤務したこともあり、その後学校の教育ソフトの支援ということで、県内各学校にサポートに行ったりしていた。資料3の3ページに「ICT

「Tの利活用」があるが、今の子どもたちのネット利用の現実を考えると、ここに「情報モラル教育」がないのは少くエスチョンとと思っている。ICTの利活用と情報モラル教育は違う。2003年から話し合っていたが、1年生で情報モラル教育として何を習う、2年生で何を習うというカリキュラムは当時から考えられており、また情報モラルキックオフとあって、今どういふことをしていかなければならないかという冊子も全校に配られていたはずなのに、どこに消えてしまったのでしょうか。各学校はちゃんとカリキュラムをつくって、運用しているのでしょうか。ここでのICTの利活用というのは、教員側が上手に使っていくということだと思うのですが、そうではなく学校で子どもたちに情報モラル教育をきちんとしていかなければいけないと思う。

- ・1年生の頃から勝手に写真を撮ったらいけないとか、肖像権という言葉を使わなくても、肖像権を含めたカメラの使い方などを教えることはできるが、その辺が徹底できていないと思われる事例があった。ICTの利活用も大事だがここに「情報モラル教育」という言葉を入れてもらいたい。
- ・それと、去年くらいから小学生でもツイッター、フェイスブックを利用している子が出てきている。保護者の許可がないと、小学生はこれらのサービスを使えないのだが、果たしてこの子たちは保護者の許可をとって使っているのか。利用規約を理解せず、道具があればどんどん使ってしまう。また、ゲーム依存も大変心配で、昨年船上山少年自然の家を委員をしたが、せっかく一泊二日とか電波のないところに行くのであれば、もっと長く四泊五日とか、「ネット断食」と2年前に文科省も言っていたが、4年生、5年生あたりでも断食をする機会をやってみようということが大事だと思う。任意では誰も行かない。学校授業が遅れるという意見もあるかもしれないが、先生がいれば山でも授業ができるわけで、そのようなことも取り組んでみたらよいと思う。
- ・また、人権教育プログラムのワークショップをやっているが、資料4のプランの(3)の①に「人権教育プログラムを開発・普及し・・・」とあり、一体何年かけて開発するつもりかと思う。全国的に10年以上やっているプログラムもあつたりして、他県では教育委員会と連携して実施しているところもある。そのいう取組を参考にしてもらえればと思う。

(橋委員)

- ・スポーツクラブを主宰しており、地域で幼年期の子どもたちから高齢者までの教室をもっている。その保護者の中で特別支援学校の職員がいて、送迎バスで突発的に嘔みつく子の対応を例に、現場職員と学校と保護者とのコミュニケーションがとれていない現状にあると聞いている。
- ・鳥取県には船上山少年の家や大山青年自然の家など、非常によい研修施設がある。しかし、子どもたちのみならず保護者も含めての活用が足りていないように感じる。西部のある小学校では、大山青年自然の家で一週間合宿をするところがある。親から離れて生活をするこの取組はとても大事だと感じている。地域、行政を含めての取組が重要である。
- ・今鳥取県の児童は3万人くらいいる。私は子どもの頃から野球をやっているが、今野球をしている子どもたちはスポーツ少年団を含む登録の子どもたちで2千4百人くらい。サッカーが2千7百人くらいで、競技人口の多い野球とサッカーで約5千人。他のスポーツを含めても小学生の3万人の中で1万人に達しない。将来に向かって体づくりに大切な時期なのに、あとの子どもたちはどうしているのか。資料3の大綱に「運動遊び等の運動機会の確保・充実」とあるが、幼年期からスポーツに親しめるような中長期的な取組が重要ではないかと思う。

(山内委員)

- ・総合教育会議は知事と教育委員会との調整・協議の場で、大綱策定などを行うことは理解している。ただ、その構成について、よその様子を見てみたら首長と教育委員だけの会議がほとんどであった。こういう形で有識者委員が選ばれている都道府県や市町村は、私が見たところ無いようである。そういう場で7名の有識者委員として意見を言える機会をいただいているというのは画期的なことだと思っている。それは民意の反映だと思うが、私どもがどういう立場で呼ばれたのかと考えると、たぶん私は私立学校を代表して来たんじゃないかと思っている。横井委員も私立学校の経営をされているので、横井委員は私立の教育の理念を、私は実務を担当しているので、実務的な話をしたいと考えている。

- ・そもそも大綱をつくるに当たって、私立学校が果たす役割がいろいろあると思うが、大綱には、例えば土曜日授業などで、「学校法人における取組を支援します」というのと、もう1箇所が「安心して学べる学校教育の推進」というところの「公立学校、私立学校及び関係機関等が、それぞれ持つノウハウを共有して」の2箇所しかなかった。私は中高一貫校の校長であるが、鳥取県における私学が担っている役割は、例えば米子市を例に挙げると、幼稚園はすべて私学である。横井委員と私は私学教育の役員をしているので、私学が担っている役割をもう少し考えて何らかの形で意見が反映できる場にこの場がなれば有り難いと思っている。

(横井委員)

- ・鳥取県は知事が本当に宣伝マンになっているので、お陰様で大変住みよい、人気のある県になっていると思う。ただこれまでは、小さい鳥取県なのでそれぞれの学校に頑張らなさいという話ばかりだったような気がする。それぞれが頑張ってお互い競争していけばいい結果が出てくるのではないかという世界で来ていたように思う。そうではなく、小さい鳥取県なので、公立も私立も関係ない、学校種も関係ない、もっと言えばみんなによってたかって鳥取県の子どもたちを何とかすればいいだけの話なので、何かぶっ飛んだ形で我々は提案できないのかとの思いでいる。自分のところだけ頑張ればいいということではなくて、やはりみんなでやらなければならないという思いになっているので、そのための提案を幾つかしたいと思う。

(事務局)

- ・教育長から何かあったらお願いしたい。

(山本教育長)

- ・浅雄委員の異動のスパンの問題については、専門性の確保の点からもよく検討して見直すべきところは見直していきたいと思う。
- ・石原委員の高大接続に関する新しい試験のことについては、基本的にはアクティブラーニング的な考え方のもとで進められている改革だと思っている。鳥取県ではわりと早くから進めているが、テクニカルな部分というのはこれから明らかになってくると思うので、具体的な情報を早くチャッチして、大事な手を打っていききたいと思う。
- ・笠原委員の情報モラルの話については、7ページに情報モラル教育の記載をしており、決してないがしろにしているわけではない。学校でもしっかり取り組んでいきたいと思っている。

(笠原委員)

- ・「情報モラル教育」について、資料3の3ページに入れてもらいたい。

(山本教育長)

- ・椿委員の子どもたちの運動遊びについては、しっかり取り組んでいかなければならないと思っている。なお、親から離れての取組は通学合宿などの取組もあって、必ずしも船上山や大山だけではなくて市町村も取り組んでいるので、そうした取組を広げていきたいと思う。
- ・山内委員、横井委員の私学との連携については、校種関係なく、いろいろアイデアをもらいたい。

(事務局)

- ・教育委員長から最後に何かあったらお願いしたい。

(中島教育委員長)

- ・私立学校との関係については、まず公立の学校ということでスタートしているところであり、まさにこういう場を通じて私学のいろんな蓄積との連携をこれから発展させていけたらと思っている。

8 最後に

(知事)

- ・ひとりひとりから発言をいただいたが、建設的な意見ばかりで感銘を受けた。いかに鳥取県の教育をよくしようか。また、子どもたちの未来をつくりあげていく必要があるか。その情熱をテーブルの上にご覧いただけたと思う。
- ・浅雄委員からあった養護学校のことは、私は焦点だと思うので重点的な項目として盛り込みたい

と思う。また、石原委員からの新しい入試制度についての数々の提言や、竺原委員からの情報モラルや地域教育のプログラムについて具体的な提案については、書き切れていないところは入れていくべきだろうと思う。また、椿委員からは野球、サッカー以外の体力づくりなどスポーツの重要性や運用の仕方について話があった。山内委員と横井委員からは、私学と公教育のことで話があった。山内委員の疑問としてこの2箇所だけかということだったと思うが、これまでの経緯があって協約の中に盛り込まれてきており、さらに予算措置等で私学支援のことに活かしたり、あるいは人材育成、あるいは居所のない子どもたちの教育の場づくり、そうしたことで従来の校種の枠を超えたことをやっていきたいと思いますということが表現の中で出てきている。

- ・中島教育委員長から話もあったように、ペーパー自体は公教育の今後の指針を定めるものではあるが、私はどんどん言ってもらいたいと思う。私学のことも含めて言ってもらって、この場に出てきたことは前回の意見に対するフォローアップをまた必ずペーパーで提供するので、遠慮なく言ってもらって、この総合教育会議でさばけることと、それ以外の知事部局として引き受けなければならないこと、あるいは教育委員会として引き受けなければならないことを分析しながら、受け止めていく。皆様からも安心していろんな垣根を乗り越えた議論をしていただければ有り難いと思う。
- ・今日の議論を踏まえて、教育委員会ともよく調整をさせてもらい、法律に言う大綱を緊急にとりまとめたいと思う。大体議論はすり合ったと思う。あとは文言上の整理だと思うので、あとは一任してもらえれば有り難いと思う。また皆様にも当然ながら最終案をつくる段階で、事務局から相談にあがるようにしたいと思う。
- ・鳥取県は国に先駆けて取組を行っていた。小さな鳥取県だからこそ、いろんな垣根を乗り越えて、忌憚のない意見交換もできると思うし、逆に言えば「よしやる」となったらお互い協力をして課題解決に向かって動ける。それも鳥取県の良さだと思う。その原点として、この総合教育会議が動くことを祈念しているので、発足したばかりではあるが、ヒヨコとして生まれたこの子どもを皆様の手で大きく育ててもらい、他県とは鳥取の教育は違うねと言われるように皆様のお力添えを賜りたいと思う。

(事務局)

- ・以上をもって、第1回鳥取県総合教育会議を終了する。